

健水発 0305 第 2 号
平成 24 年 3 月 5 日

各厚生労働大臣認可

水道事業者 水道用水供給事業者

 殿

厚生労働省健康局水道課長

水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、平成 23 年 3 月 19 日付け健水発 0319 第 1 号及び第 2 号厚生労働省健康局水道課長通知「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」並びに平成 23 年 3 月 21 日付け健水発 0321 第 1 号及び第 2 号厚生労働省健康局水道課長通知「乳児による水道水の摂取に係る対応について」により、内閣府原子力安全委員会の定める飲食物摂取制限の指標及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）上の暫定規制値に基づき、緊急時における水道水中の放射性物質に係る指標を定め、当該指標を超過した場合の水道の対応について通知したところである。

また、平成 23 年 4 月 4 日付け健水発 0404 第 3 号及び第 4 号厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中の放射性物質に関する指標等の取扱い等について」（平成 23 年 6 月 30 日一部改定）により、水道水中の放射性物質のモニタリングの方針、検査結果に基づく摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方を示したところである。

今般、飲料水を含む食品中の放射性物質について、食品衛生法の規定に基づく新たな基準が設定され、平成 24 年 4 月 1 日に施行されることとされたことを踏まえ、水道水についても当該指標を見直して新たな目標を設定するとともに、モニタリング方法及び目標値超過時の措置等について別紙のとおり示すので、御了知の上、遺漏なきようよろしく御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する技術的助言であることを申し添える。